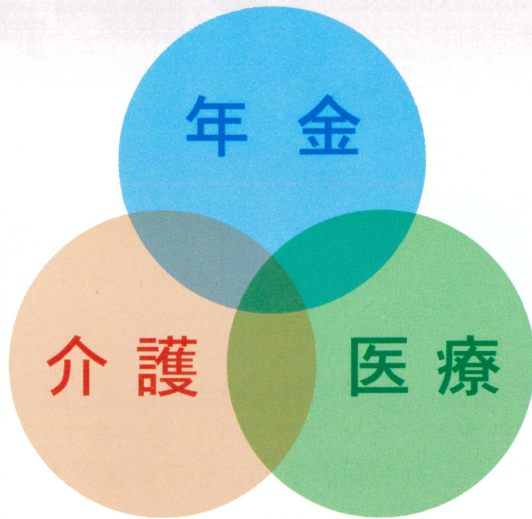


成年後見制度で日々の安心を

京都府社労士会成年後見センター



成年後見制度の概要

私ども社会保険労務士が、長年の「年金・医療・介護」などの社会保障制度全般に関わる仕事の経験を生かすため、成年後見人として社会に貢献いたします。



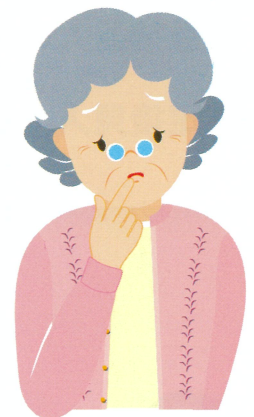
成年後見制度とは

認知症の方、知的障がいのある方など、判断能力が十分でない方の日常生活を、ご本人の意思を最大限に尊重しながら、支援していく制度です。



自分で意思決定能力がなくなると

介護施設への入所契約、医療や入院などの契約、日常の生活にかかわる金銭管理や不動産などの財産管理を自ら行うことが困難になります。



家庭裁判所や契約により選任された成年後見人は本人を代理して契約や財産管理の仕事を適正に行い、意思能力を喪失された後も「ノーマライゼーション」(注) と「自己資源の活用」を最大限に生かせる快適な日々の生活を送れるよう援助いたします。

(注：ノーマライゼーション、ハンディのある人がほかの人々と等しく生きることが可能な社会や福祉環境の整備の実現を目指すこと)

京都府社労士会成年後見センター

京都市上京区今出川通新町西入弁財天町 332 番地 (京都府社会保険労務士会館内)

ご相談お問合せ

075-417-4006 (専用電話)

成年後見の種類

任意後見制度 …判断能力があるうちに本人が代理人を定めて、任意後見契約の公正証書を作成し、本人の判断能力が低下した場合に利用する成年後見制度

法定後見制度 …既に判断能力が低下している場合、申立人（四親等内の親族、親族が不在の場合は市区町村長など）の申し立てに応じて家庭裁判所が本人の状態により後見人・保佐人・補助人など、適切な代理人を定める成年後見制度



成年後見人の選任

親族の法定後見人 …本人の親族が任意または法定成年後見人となり、生活を支援していきます。

第三者の成年後見人 …本人と全く利害関係のない者が任意または法定成年後見人に選任され、多くは弁護士、司法書士、社会福祉士ですが、社会保険労務士も成年後見人として活躍しています。

（家庭裁判所は任意成年後見人には「任意後見監督人」を、法定成年後見人には裁判所が必要と認める場合は「成年後見監督人」を選任します。）

成年後見人の費用

任意後見人の場合 …本人との任意後見契約により個別に決定されます。

法定後見人の場合 …本人の資力や財産状況に応じて家庭裁判所が決定し、本人の財産の中から支払われます。



成年後見人の主な仕事

財産管理などの仕事 …日々の生活資金や財産の維持管理を行い、適切な処理で本人の生活を守ります。特に社労士成年後見人は多くの人が生活資金とする年金を始め社会保障制度の専門家として専門性を生かしたサポートを致します。

療養看護施設への入所や生活援助の仕事 …本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況を配慮し快適な生活が過ごせるよう、社労士としての知識を生かし入院や施設への入所、介護やリハビリなどの契約を成年後見人として行い、快適な身上監護を実現いたします。